

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	京都市伏見障害者授産所	施設種別	就労継続支援B型・生活介護（多機能）
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

2026年5月12日

総 評

1992（平成4）年に設立された京都市伏見障害者授産所は、社会福祉法人京都障害者福祉センターが運営する就労継続支援B型事業と生活介護事業を行う多機能事業所です。当事業所は京都市が「京都市伏見社会福祉総合センター」を新たに設置することに伴い、身体障害者通所授産施設として開設されました。同センター内には、同時に「京都市伏見障害者デイサービスセンター」や「京都市ふしみ学園」も開設されており、地域の障害者福祉の拠点として一体的に整備されました。

運営する社会福祉法人京都障害者福祉センターは、1984年（昭和59年）に当時の「京都市肢体障害者協会」が京都市洛南身体障害者授産所の運営を受託するために設立した法人であり、本事業所の開設当初から同法人が運営を受託し、現在は指定管理者制度により引き続き運営をしています。「障がいのある人とその家族が地域のなかで尊厳を保ちながら普通の暮らしができるように支援する」という法人理念と、人権尊重・サービス拡充・地域貢献・専門性向上の4つを核とした基本方針をもとに法人内事業所の運営がなされており、本事業所においても、意思表出や意思決定支援、利用者ニーズに応じたプログラム改善、福祉専門職の育成、学校教育への協力等の優れた実践がなされています。

授産施設の流れをくむ本事業所は、企業下請け等の軽作業、清掃作業、パソコン作業（データ入力やデザイン等）、自主製品（ポストカード、アクセサリ）づくりといった複数の作業メニューが用意され、利用者の得意を活かした仕事の創出と提供を行っています。中でもパソコン作業では、一人ひとり異なる障害の状況があることから、使い勝手の良いパソコン端末や入力デバイスを利用者と職員とで相談しながら事業所の備品として用意をされている点や、近年は創作活動としてパソコンを利用したデジタル絵画に取り組まれている利用者もあり、活動の幅の広さが特徴と言えます。並行して、利用者の生活する力の育成にも力を入れ、社会生活スキルトレーニング（SST）では、金銭管理、電子マネーを使った買い物、簡単な調理など、日常生活にすぐに活かせる内容を取り上げて、家庭での生活や一人暮らしへの移行を支援されている状況を聞き取りました。

充実した支援実践の元となる人材の確保と育成においては、法人で人材確保プロジェクトチームを設置し、取組みを進めています。入職後、職員には「キャリアアップ面談記録シート」や「自己申告書」という様式を用いた自己評価と管理者との面談を通じて、担当業務の確認や責務、適性の把握を行っています。さらに職員の挑戦したいことや能力開発の状況等について聞き取り、職務適性を判断したうえで配置につなげていることや、職員の各階層に求められるスキルが明示されていることにより、目指す将来像を描きやすくする工夫が見受けられます。

多くの充実した支援が展開されている一方で、その裏付けとなる事業計画やサービスの質の評価においては、進捗状況や達成状況、また、質の向上に資するための計画的な改善の取組み等、未着手の評価項目も見受けられます。さらなるステップアップと、理念・方針のもと、今後も地域における障害者支援の現場を牽引する事業所として、活動を広められますことを期待しています。

特に良かった点(※)	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成については、基本姿勢が事業計画に明文化され、「社会福祉援助技術現場実習マニュアル」および「ソーシャルワーク実習I・II受け入れマニュアル」を整備しており、受け入れの意義や基本的な実習プログラムが整備されていることを確認しました。また、指導者研修の実施状況については「法人内ソーシャルワーク実習担当者研修について」により確認し、通年で社会福祉士養成課程の実習受け入れ実績があります。事業所の特徴や利用者の特性にあわせた実習プログラムの用意があり、福祉専門職の育成に寄与されている状況は社会的な意義においても高く評価できます。 A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援の実施については、障害の状態に応じて文字ボード、パソコン、筆記、聴覚障害がある場合はジェスチャーや手話を用いるなど、対応方法が個別支援計画書や介護マニュアル（個別）に記載されていることを確認しました。現在の利用者には多様な障害の状況があることから、それらに応じた専門的かつ多角的な視点からの支援のため、京都市障害者リハビリテーションセンターと連携し、理学療法士からの助言や病院の主治医意見書にて情報共有する仕組みが確立しています。利用者の個別性に柔軟に対応する姿勢は高く評価できます。 A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援 利用者本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援の実施については、本人の希望と意向を把握し、地域で豊かに生活するためにケースワーカーや相談支援事業所、居宅支援事業所等と連携しており、一人暮らしの実現事例も多くあることを聞き取りました。利用者の持つ力を最大限に活かす支援の姿勢は、自立支援という法人の理念・基本方針にも合致するものと高く評価できます。
特に改善が望まれる点(※)	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている 福祉サービスの質の向上に向けた取組については、朝礼や終礼において日々の振り返りが行われていることを聞き取りましたが、評価結果の分析を行う場の位置づけは明確になっておらず、また年一回の定められた評価基準に基づく自己評価は実施されていないことを聞き取りました。サービスの質の定期的な評価・結果分析・計画的な改善と、決まったサイクルを定め、ブラッシュアップされていく取組を検討されてはいかがでしょうか。 A-3-(1) 就労支援 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組については、一般就労希望者がなく、職場開拓と就職活動に関する基本的な考え方、方針策定には至っていないことを聞き取りました。就労継続支援B型事業のメニューとしては、就職を希望する利用者がある場合の適切な支援も位置づけられていることを鑑みて、本事業所における就労支援や一般就労に向けたプログラム提供を体系化・明文化されることを検討されてはいかがでしょうか。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【障害事業所版】 評価結果対比シート

受診施設名	京都市伏見障害者授産所
施設種別	就労継続支援B型・生活介護
評価機関名	社会的認証開発推進機構
訪問調査日	2026年2月26日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(1) 法人の理念および基本方針が明文化されていることを「法人関係規程集 令和7年(2025年)度版」で確認した。これらは事業所のホームページや事業所パンフレットにも掲載されているほか、事業所内にも掲示されていることを確認した。また、事業所の方針については法人の「令和7年度事業計画書」に記載されていることを確認した。職員への周知については、朝礼や終礼等を通して行われており、事業所における理念の解釈を職員へ伝えていることを聞き取った。障害のある本人および家族への周知については、ルビを付した法人理念、事業計画書および事業報告書を作成し、授産作業所内に掲示することで、周知が図られていることを聞き取りおよび見学時により確認した。基本方針は理念の趣旨に則り、障害者福祉や福祉サービスのあり方を踏まえた内容となっており、法人運営および職員行動の規範となる内容であることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	A	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]

I-2-(1) 経営状況の把握および分析については、「令和6年度就労支援事業収入の前年比較(施設別)」および「令和6年度通所者数及び給付費収入の前年比較(月別)」等の資料を作成し、日々の利用状況を把握したうえで、利用率や経営状況の分析を行っていることを資料および聞き取りにより確認した。経営状況や改善すべき課題については、上記資料を法人全事業所の共有フォルダに集約し、法人全体の経営環境を把握・分析できる体制を整えている。また、管理職会議や朝礼・終礼において職員へ共有され、その内容は「業務日誌」に記録されている。当日不在の職員に対しては、日誌の閲覧により情報共有が図られている。職員会議は月1回開催されていたが、朝礼・終礼による日常的な情報共有の方が即時性が高いことから、現在は朝礼・終礼を職員会議として位置づけていることを聞き取った。

また、経営環境、提供する福祉サービスの内容、組織体制、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析については、各施設の管理者で構成される法人のプロジェクトワーキンググループにおいて行われていることを聞き取りおよび法人の「令和7年度(2025年度)事業計画書」により確認した。社会福祉事業全体の動向については、WAMネットや社会福祉法人経営者協議会からの情報、事業所ホームページのリンク集にある「京都市関連」「全国」等を通じて、自治体や福祉関係機関から情報収集を行っている。福祉サービスのニーズについては、京都市南部障害者地域自立支援協議会へ参画することにより、地域の状況を把握・分析していることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	B	B
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	B	A

[自由記述欄]

I-3-(1) 中長期的なビジョンおよび計画について、法人本部では各年度の達成状況を踏まえ単年度計画を策定している。事業所としては、法人の長期ビジョン「ビジョン2025+1~2026年法人理念の実現にむけて～」の中に示されている「第3期中期経営計画実践のための14の行動指針」から重点指針を選択し、単年度の計画に反映していることを聞き取った。また、法人の「令和7年度(2025年度)事業計画書」の中の事業所の単年度事業計画書「08-2京都市伏見障害者授産所(多機能型就労継続支援B型事業)」においても確認した。

I-3-(2) 事業計画の評価および見直しについては、朝礼や終礼等で事業の進捗状況が報告され、改善すべき課題を積み上げながら議論し、その内容を管理者が整理する形で行われており、事業計画策定後は、回覧により全職員へ周知されていることを聞き取った。しかし、計画の中間見直しや計画の達成状況が示されている事業報告の仕組みは整備されていない。

障害のある本人等への事業計画の周知・理解については、利用者のコミュニケーション能力の高さや、単身で生活している利用者も多い状況から、家族会・保護者会は組織していないが、必要に応じて随時連絡を行っている。また、作業室内には、単年度事業計画「08-2京都市伏見区障害者授産所(多機能型就労継続支援B型事業)」が掲示され、加えて、口頭により利用者への説明が行われていることを聞き取ったため、通番7は自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	B
[自由記述欄]					
Ⅰ-4-(1) 福祉サービスの質の向上に向けた取組みについては、朝礼や終礼において日々の振り返りが行われていることを聞き取った。一方で、評価結果の分析を行う場の組織的な位置づけは明確になっておらず、また年一回の定められた評価基準に基づく自己評価は実施されていないことを聞き取った。					

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	A	A
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	A
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
[自由記述欄]					
Ⅱ-1-(1) 管理者の役割と責任については、「法人関係規程集 令和7年（2025年）度版」内の「社会福祉法人京都障害者福祉センター組織及び事務分掌規則」に明記されていることを確認した。また、管理者不在時の権限委任等については、「業務継続計画（感染）」内の「感染（防災）対策本部（兼BCP策定推進）」および「施設名：授産所 自然災害発生時における業務継続計画」の「緊急時の対応」において確認した。遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、研修会や勉強会を通じて知識の向上を図り、その内容を職員間で閲覧できるようにするとともに、朝礼や終礼でも共有していると聞き取った。また、ファイル「関係法令一覧 京都市福祉サービス関係機関一覧」において、遵守すべき法令等が整理されていることを確認した。 Ⅱ-1-(2) 管理者は、福祉サービスの質の向上に向けて、朝礼や終礼等を通じて、サービスの提供の状況や職員の思いや意見を把握し、業務改善につなげていることを聞き取った。虐待防止については、主任が虐待防止委員を務めており、虐待防止の取組を通じて福祉サービスの質の向上を図っている。虐待防止チェックリストは毎月実施されており、6種類のチェックシートの中から1つを選択して実施していることを聞き取った。ファイル「虐待防止及び身体拘束適正化委員会2024年度～」内の「虐待防止研修 職員セルフチェックリスト」により確認した。結果のフィードバックについては、今年度から年1回実施し、研修等に活用していることを聞き取った。また、職員とのコミュニケーションについては、朝礼や終礼等において、日々の気づきを共有するとともに、必要に応じて議題を設定した会議を開催していることを聞き取った。さらに、管理者は職員のモチベーション向上を目的として、年2回キャリアアップ面談および自己申告書に基づく面談を全職員に実施している。職員の業務への取組、能力開発、自身の成長等に関する意見や希望を把握していることを、「キャリアアップ面談記録シート」「令和7年度自己申告書」により確認した。経営の改善および業務の実効性向上のために、日々の稼働率や職員配置状況を確認していることを聞き取った。また、就労会計、利用料処理、介護給付費等請求事務の担当者と日常的に確認を行う体制が整えられていることを聞き取った。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	A
[自由記述欄]					

Ⅱ-2-2-(1) 必要な福祉人材の確保・定着等に関する方針については、法人の「令和7年度事業計画書(案)」において「4 人材確保と育成」として明記されていることを確認した。また、法人では人材確保プロジェクトチームを設置し、人材確保および人材育成に関する取組みを進めている。人材確保プロジェクトチームでは、人材育成に関する知識や経験を共有するとともに、法人全体の人材育成の方法について検討していることを聞き取り、法人の「令和7年度事業計画書」の別紙「各プロジェクトチームの目標・取組内容について」により確認した。また、法人内外の研修への参加や専門資格の取得を奨励し、職員の専門性および資質の向上を図っていることを聞き取った。「法人関係規程集」に「資格取得資金貸付及び資格取得奨励金支給規程」が整備されていることを確認した。期待する職員像については、「職員基準書」に明示されていることを確認した。また、採用および人事異動に関する基準については、「職員の等級格付け基準(就業規則第2条関係)」に明記されていることを確認した。職員の評価については、4月から6月に「キャリアアップ面談記録シート」を用いた面談、11月に「自己申告書」を用いた面談を実施している。自己申告書には職務に関する適性や知識・経験・指導性に関する項目が設けられており、職務に関する成果や貢献度について自己評価および他者評価が行われていることを確認した。また、自己申告書には上司への意見・提案・希望の欄や将来の目標に関する欄が設けられており、職員が自身の将来像を描きながら成長できる仕組みが整えられていることを確認した。 Ⅱ-2-2-(2) 職員の就業状況の把握および労務管理については「2025年度人員配置授産(B型)」を用いて職員配置の状況を管理している。また、有給休暇の取得状況については「年次有給休暇管理簿」を作成し、把握・管理していることを聞き取り及び資料により確認した。「法人関係規程集」には「ハラスメント防止規則」が整備されていることを確認した。また、法人はメンタルヘルスクエアを外部機関に委託しており、職員が必要に応じてカウンセリングサービスを利用できる体制が整えられていることを聞き取った。法人の「ワーク・ライフバランス支援ハンドブック」は新規採用職員に配布されているほか、共有フォルダに保存されており、職員がいつでも閲覧できるようになっていることを聞き取った。ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりに取り組んでいることを確認した。					
--	--	--	--	--	--

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・養成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-2-2-(3) 職員の質の向上に関する取組については、法人理念および基本方針とともに、「みんなの信条」が定められている。また、「キャリアアップ面談記録シート」および「令和7年度自己申告書」を用いた自己評価と管理者との面談の実施を通じて、担当業務の確認や責務、適性の把握を行っていることを聞き取った。さらに職員の挑戦したいことや能力開発の状況等について聞き取りを行い、職務適性を判断したうえで配置につなげていることを聞き取りおよび資料により確認した。職員は階層に応じた研修を計画的に受講しており、「階層別の役割・責任の一覧表」に各階層に求められるスキルが整理されていることを確認した。また、全職員を対象とした動画配信型研修「サボカレ」を導入し活用していることを聞き取った。職員研修については、法人の「令和7年度(2025年度)事業計画書」において「4 人材の確保と育成」として方針が示されていることを確認した。「2025年度年間行事計画表」に基づき、計画的に研修が実施されていることを聞き取りおよび資料により確認した。

Ⅱ-2-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成については、基本姿勢が法人の「令和7年度事業計画書(案)」内の「08-2京都市伏見障害者授産所(多機能型就労継続支援B型事業)」の「8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動」および「1.実習受け入れの意義」に明文化されていることを確認した。事業所では「社会福祉援助技術現場実習マニュアル」および「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ受け入れマニュアル」を整備しており、受け入れの意義や基本的な実習プログラムが整備されていることを確認した。また、指導者研修については「法人内ソーシャルワーク実習担当者研修について」により確認した。実習については、「社会福祉援助技術現場実習 実習計画」に基づき実施されていることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目		評価結果	
					自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	A	A
		22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	B

[自由記述欄]

Ⅱ-3-1(1) 事業所ホームページには、法人理念および基本方針が掲載されていることを確認した。法人ホームページの情報公開ページでは、「財務諸表等電子開示システム」「計算書類・事業報告書」「現況報告書」「事業計画書」等が公表されている。また、苦情解決のページには、苦情・相談の体制が掲載されており、その内容は「重要事項説明書」にも記載されていることを資料により確認した。また、「伏見障害者授産所ふしみ通信」発行により、地域に向けた広報活動を行っていることを確認した。公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みとして、「法人関係規程集」に「専決規程」「文書管理規則」「経理規程」「資金運用規定」等が整備され、責任者が明示されていることを確認した。監事による内部監査の実施および顧問税理士による財務状況の確認、指導・助言が行われていることを聞き取ったが、外部の専門家等による事業・財務に関するチェックは行えていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅱ-4-(1) 地域とのかかわり方についての基本的な考え方は、法人の理念、基本方針および具体的な指針の「2. 地域および他団体との連携」に明文化されていることを確認した。また、法人の長期ビジョンにおける「地域連携及び地域貢献」や事業所の事業計画書にも掲げられていることを確認した。さらに、地域貢献活動については、事業所ホームページの「お知らせ」を通して地域に広報されていることを確認した。

ボランティアの受け入れについては、事業所の事業計画書の「8. 実習生及びボランティア受入、地域公益活動」で掲げられている。「ボランティア対応マニュアル」およびボランティア登録票を整備していることを聞き取り及び資料で確認したが、研修に該当する資料や個人情報保護誓約書等は整備されておらず、学校教育等への協力についての基本姿勢は明文化されていない。

Ⅱ-4-(2) 必要な社会的資源の明示および関係機関との連携については、京都市南部障害者地域自立支援協議会や京都市身体障害者福祉施設長協議会等と連携しながら、関係機関との協力体制を構築していることを聞き取った。利用者のフェースシートには医療情報や服薬情報が記されており、ファイルおよび管理ソフト「ケアカルテ」により管理していることを確認した。また、「利用者関係機関連絡先」を共有フォルダに保存し、職員間で情報共有を図っていることを確認した。

Ⅱ-4-(3) 施設の機能の地域への還元については、年1回、伏見福祉総合センター全体で「ふれあいまつり」を実施していることを事業所ホームページの「お知らせ」および聞き取りにより確認した。また、授産事業を通じて地域住民との交流を日常的に行っていることを聞き取った。災害時には福祉避難所としての役割を担うことが位置づけられていることを聞き取った。さらに、京都市伏見区社会福祉協議会を通じて、地域の福祉のニーズの把握に努めており、把握した福祉ニーズに基づく具体的な取組みとして、近隣小学校の見学の受け入れや車いす体験の受け入れなど、社会貢献活動を行っていることを、聞き取りおよび「令和7年度事業計画書」により確認した。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人（家族・成年後見人等含む）にわかりやすく説明している。	B	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供については、理念や基本方針および「みんなの信条」に利用者本人を尊重した福祉サービスの提供が明示されている。また、「社会福祉法人京都障害者福祉センター倫理規程を策定し、障害のある本人を尊重した福祉サービスを提供するための基本姿勢として「接遇に対する支援マニュアル」を策定し、個々の福祉サービスの一定の水準が実践されていることを確認した。職員研修は虐待防止に関する項目をはじめとする内外研修を4回/年以上受講していることを議事録にて確認した。施設内では「虐待防止チェックリスト」を6種類策定し定期的に状況把握・評価を行っていることを確認した。障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護への配慮については、虐待防止委員会を毎月開催し、権利擁護についても話し合いを重ねている。「虐待防止マニュアル」が策定され、虐待防止セルフチェックを実施して分析結果を職員会議にて周知するなど利用者の権利擁護に組織的に取り組んでいる。プライバシー保護に関しては「コンプライアンス規程」が策定されている。また、障害のある本人に「施設サービス利用に係る情報提供同意書」をもとに情報の使用目的、使用にあたっての条件を説明し同意を得るしくみが運用されている。障害のある本人のプライバシーや意思が尊重された作業環境にあることを見学及び説明によって確認した。不適切な事案が発生した場合は、「虐待防止フローチャート」が作成され対応方法が明示されていることを確認した。

Ⅲ-1-(2) 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供しているかについては、事業所のパンフレットに写真をふんだんに用いる等分かりやすい工夫がされ学校やPTAの見学、個々の見学を積極的に受入れ施設の説明を施設長や担当者が行っていることを聞き取った。福祉サービスの開始・変更にあたっての説明については、サービスの開始にあたっては写真入りのリーフレットを使ってかみくだいて丁寧に説明をしていることを聞き取り、「利用契約書」「重要事項説明書」を確認した。またサービスの変更にあたり、変更時のフェイスシート・アセスメントシート・個別支援計画書も確認した。意思決定が困難な本人への配慮は、「支援マニュアル」に各個人の特徴に応じたコミュニケーションやケアの方法が策定され、障害に応じた説明と運用が行われていることを確認したため、通番31は自己評価BをAとした。

福祉施設・事業所の変更や家庭への移行にあたり継続性に配慮した対応の実施については、「他事業所への移行手順書」を整備し「引き継ぎ書」を作成したうえで提供しサービスの継続性に配慮され、実践事例を確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	A
	Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	A
		35	② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	B	A
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	A	B
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	A
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(3) 本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備しているかについては、ご意見箱が設置され、毎朝障害のある本人が係となって連絡事項を伝達したり、要望を聞いたりする機会が設けられていることを見学时に確認した。個別支援計画書は年に2回のモニタリングの際の面談時の希望を聞き取り、職員全員参加の支援検討会議を開催し支援方針を共有するしくみがあることを確認した。また送迎時や日々のサービス提供の中で積極的に本人と家族とのコミュニケーションを取り、悩みの相談などを受けていることが聞き取れたため、通番33は自己評価BをAとした。

Ⅲ-1-(4) 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能しているかについては、「苦情対応マニュアル」が整備され、責任者、苦情受付担当者、第三者委員会が設置され、重要事項説明書に明示し、障害のある本人には重要事項説明書を用いて個別に説明を行っていることを確認した。障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みは、「相談受付マニュアル」「苦情対応マニュアル」が整備され、相談や意見は施設長の集約され、終礼にて改善に向けた検討を行っていることを聞き取ったため、通番35は自己評価BをAとした。

Ⅲ-1-(5) リスクマネジメント体制が構築については、「事故対応マニュアル」「交通事故対応マニュアル」が整備され、ヒヤリとした時や事故発生時は「ヒヤリハット報告書」「事故報告書」が作成されていることを実際の報告書で確認した。また職員に対してはAEDの使用法など救急法の研修をおこなっていることを聞き取った。障害のある本人の健康については「健康管理カード」が作成され、緊急時に本人の状態を的確に伝えることができることを確認した。しかし、事故の未然防止について明文化されたマニュアル等は整備されていないことから通番36は自己評価AをBとした。

感染症の予防や発生時における本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っているかについては、伏見エリアにおける感染症対策委員会が年4回実施され「社会福祉法人京都障害者福祉センター感染症指針」「感染症マニュアル」が整備されていることを確認した。感染症予防に関する勉強会は訓練しなりを作成して行うなど実効性のある訓練が行われていることを確認した。

災害時における本人の安全確保のための取組を組織的にしているかについては、災害対策委員会が設置され「自然災害発生時における業務継続計画BCP」が策定され必要事項が明示されていることを確認した。福祉避難所としての位置づけではあるが備蓄リストを作成し、安否確認はLINEグループを組んで職員に周知されている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水準を確保するための実施方法が確立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定している。	A	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	42	①	障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	A	A
	43	②	障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスについて一定の水準を確保するための仕組みが確立しているかについては、「接遇に関するマニュアル」「個別介護マニュアル」「支援計画策定マニュアル」が策定されている。一定の水準を確保するためにモニタリングを半年に1回行い障害のある本人の意向を反映するしくみが定着していることを記録にて確認した。職員研修はOJT研修を中心に行い、個別支援に応じたケア実践習得にむけた取組みが行われていることを聞き取った。

Ⅲ-2-(2) アセスメントに基づく個別支援計画が適切に策定されているかについては、定められたフォーマットによるアセスメント表に基づきアセスメントを誕生日月に行うことを決め見直しをする仕組みが確立していることを聞き取った。必要に応じケース検討会議を実施し職員の意見がアセスメントに反映していることを、会議録にて確認した。また、緊急時には再アセスメント、本人の意向確認、検討会議を経て新しい計画策定の手順が定まっていることを確認した。

Ⅲ-2-(3) 利用者の福祉サービス実施状況の記録と職員間の共有については、「ケース記録」「業務日誌」「作業日誌」はパソコンのネットワーク上の共有ファイルを用いて入力し、事業所内で情報を共有するしくみがあることを確認した。利用者本人に関する記録の管理体制の確立については、保管、保存、持ち出し、廃棄は「文書管理規則」「個人情報に関する基本方針」「特定個人情報取り扱い規程」に明記されていることが確認し、障害のある本人および家族に説明していることを確認した。情報の開示については、「個人情報に関する基本方針」に明記され開示請求に対する対処方法が策定されていることを確認した。

A 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	B	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前に暮らせる社会の実現に向けた取組を行っている。	B	A

[自由記述欄]

A-1-(1) 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組みの実施については、利用者の障害の特性に配慮しながら、日中活動の意向を把握するとともに、日々の声掛けを行うことで、その日の利用者の思いもくみ取りながら予定を組んでいる。年2回のレクリエーションやワークショップなど障害のある本人から担当を決め、職員とともに企画運営を行ったり、食事は選択メニューから選べたりするなどの取り組みがあることを聞き取った。

A-1-(2) 利用者の権利侵害の防止に関する取組みについては、伏見エリア虐待防止委員会が設置され、年4回会議を開始し虐待防止・身体拘束に関する研修を実施していることを聞き取った。障害のある本人及び家族等には重要事項説明書にて説明している。「京都市 市町村障害者虐待防止と対策の手引き」にしたがって所管行政への虐待の届出・報告を行うことを周知していることを確認した。これらのことから、通番45は自己評価BをAとした。

A-1-(3) 誰もが当たり前に暮らせる社会の実現に向けた取組みについては、法人理念に利用者の尊厳を保ち、普通の暮らしができることを掲げ、虐待防止研修でも基本的人権をはじめとするノーマライゼーションの推進に取り組んでいることを聞き取った。他にも障害のある本人がひとり暮らしができる支援を法人内の障害福祉連携で実現した事例について聞き取ったため、通番46は自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]

A-2-（1）利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援の実施については、障害の状態に応じて文字ボード、パソコン、筆記、聴覚障害がある場合はジェスチャーや手話を用いるなど、対応方法が個別支援計画書や介護マニュアル（個別）に記載されていることを確認した。

利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っているかについては、年2回のモニタリングの機会や日々のかかわりの中で新たな作業へのチャレンジのための説明や現在の作業への思いなど障害のある本人の意思決定の支援が行われていることを聞き取った。相談内容をもとに個別支援計画のへの反映が行われていることを記録にて確認した。

利用者の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点からの支援の実施については、京都市障害者リハビリテーションセンターと連携し、理学療法士からの助言や病院の主治医意見書にて情報共有するしくみがある。また、作業環境を区切ったり壁に作業手順を提示するなど個々に応じた支援が行われていることを確認した。

A-2-（2）個別支援計画に基づく日常生活支援及び日中活動の実施については、障害のある本人の心身の状況に応じて「食事介助」「排泄介助」「移動・移乗」支援を行っている。個別支援計画に基づく支援に加え、各障害の特性に応じたケアの方法は介護マニュアルが作成され0JT研修により安全にケア提供できるよう0JT研修のしくみがあることを確認した。

A-2-（3）利用者本人の快適性と安心・安全に配慮した環境の確保については、作業環境には空気清浄機が完備され障害に応じて作業に必要な備品が購入され、もしくは職員が段ボールなどで作業効率があげられるよう補助具を手作りしていることを聞き取った。他の障害のある本人に影響を及ぼすような場合、一時的な部屋が作業場、医務室や休憩室など設けられていることを施設見学にて確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	A	A
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	A	A

[自由記述欄]

A-2-（4）利用者本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練の実施については、社会生活スキルトレーニング（Social Skills Training:SST）を取り入れ、電子マネーの使い方、カップラーメンの作り方、ティパックスの使い方など本人の希望を聞き、生活訓練を行っている。また、機能訓練は障害のある本人に適したリハビリテーションの方法を写真解説付き、「障害福祉サービス事業リハビリ訪問支援事業計画書」を共有し行っている。これらは、モニタリング時に評価を行っていることを聞き取った。

A-2-（5）利用者本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っているかについては、お小遣いの管理やワークショップで調理実習を行うなど社会生活を営む力をつける支援が行われていることを聞き取った。

A-2-（6）利用者の健康状態の把握等については、毎日通所時と退所時に体温測定を行い、3ヶ月に1回は嘱託医による検診、年1回健康診断を実施している。障害のある本人が体調の変化がある場合は、常駐する看護師に報告し看護師の指示に従って対応するしくみが周知されていることを確認した。施設内には医務室が設置され、AEDが玄関に配備されている。職員はAEDの使用研修を受講している。

医療的な支援について適切に提供する仕組みがあるかについては、看護師が常駐している。また、介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）を順次受講し、体制づくりに取り組んでいる。服薬は自己管理できない場合は介助し、誤って薬を落としたりした場合に備えて予備薬を医務室で保管管理している。協力医療機関からは主治医意見書を得て医療情報を共有するしくみがあることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	A	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	A	A

[自由記述欄]

A-2-（7）利用者本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援の実施については、障害のある本人の希望と意向を把握し、地域で豊かに生活するためにケースワーカーや相談支援事業所、居宅支援事業所と連携し一人暮らしの実現事例が6例あることを聞き取った。

A-2-（8）利用者本人の家族等との連携・交流と家族支援の実施については、連絡帳でのやりとりや送迎時に家族とのコミュニケーションをはかるなど、情報共有や意見交換を行っている。連絡帳では伝わらないことは電話連絡を相互に行いご家族との信頼関係構築に努めていることを聞き取った。また、緊急連絡網が作成されており体調不良時や緊急時の連絡方法が明確にされていることを確認した。

A-2-（9）利用者本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援の実施については、事業所内で1年かけて行う創作活動を月1回開催し、外部で紹介する機会を設けたり、作業内容は障害のある本人にあった作業の受注を行うよう努めていたり可能性を引き出す取組みや工夫があることを聞き取った。

A-2-（9）障害のある本人に応じた適切な仕事内容等となる取組みは、作業内容の作業状況、就労時間に応じてモニタリングの機会や日々の関わりのなかで、作業内容の拡大や経験の幅を広げるなどの工夫は作業日誌、業務日誌に記載され検討するしくみがあることを確認した。また、工賃については「工賃規定」が策定されている。工賃は、工賃会議を開催し初めての方は1カ月目に検討、以後は1年毎に見直しを行い障害のある本人には説明を行い同意を得て工賃の支払いを行っている。労働安全衛生に関しては、1日のスケジュールが掲示され休憩時間の確保、体調不良時に休憩室、照明、机と椅子の高さなどは車椅子対応にするなど配慮が適切に行われていることを確認した。

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	B	B
[自由記述欄]					
A-3-(1) 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組については、一般就労希望者がなく、過去にA型就労支援に移行したが本事務所での就労を希望してきた事例があり、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携支援をする準備はある。しかし、職場開拓と就職活動に関する基本的な考え方、方針策定には至っておらず、具体的支援、定着支援等について確認できなかった。					